

# 令和5年10月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和5年10月25日(水)

午前10時30分

場 所：波佐見町総合文化会館

1階「大集会室」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

10番 松下 喜光 11番 山口 泰

### 第2 提出議案

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第33号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和5年10月25日（水） 午前10時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和5年10月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「10番 松下委員」「11番 山口泰委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
**議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」**を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 （別紙資料 議案第29号を朗読し説明する。）  
今回の申請ですが、譲受人は以前から申請地を借りて耕作しており、所有権を移転した方が耕作に便利であるため、農地法第3条の申請をされています。  
なお、譲り受けた後も今までどおり水稻を耕作する予定で、周囲に迷惑にならないよう草刈等の作業を適格に行い、地域に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。  
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、岳辺田地区の担当委員である「9番 村川委員」、補足説明がありましたらお願いします。
- 村川委員 はい、9番 村川です。譲受人に聞きましたところ隣の農地は譲受人の農地で申請地の農地は平成16年頃より借り受けて耕作されているとのこと。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」は許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第29号は、許可することにいたします。

続きまして**議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第30号を朗読し説明する。)

申請地は、既に宅地の一部として利用されております。昭和55年に申請者の亡父が農地法4条の許可を受けることなく、申請地も含めた土地を自宅の敷地にしており、申請地は宅地の擁壁と駐車場用地の一部となっています。申請者が相続の手続きをしている際に申請地が農地であることに気づいたため、今回、正式に宅地として転用したいとのことで、県と協議をおこなった結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、顛末書を添付した農地法第4条の追認申請をされています。

なお、簡易手続きに判断された理由としては、長崎県農地転用事務指針にある「簡易手続相当の違反案件の基準」の「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当することになり、申請地の原状回復は困難であり、近隣農地の耕作等への影響はないと県は判断し、簡易手続き相当の違反案件になっています。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害の影響もなく、既存建物以外に新規に建物を建築しないので日照、通風等の影響はないものと思われま。排水計画ですが、雨水は道路側溝に排水され、汚水はくみ取り、雑排水は、溜桝から道路側溝に排水されるようになっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明がありましたらお願いします。

高尾委員

はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第30号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第31号について朗読し説明する。)

今回の申請ですが、譲渡人と譲受人は親子で、申請地の近隣に同居していますが、譲受人の子供も大きくなり手狭になってきたため、新たに住宅を建築したいということで、農地の転用を申請されています。

申請農地の種別ですが、農地に接する道路に、水管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に歯科医院及び保育園の、二つの施設があることから、第3種農地と判断され、転用許可ができる農地となります。

次に被害防除計画ですが、盛土、切土はほとんど行わず現状のまま利用し、土砂流出や崩壊の恐れがある農地との境にはコンクリートブロックを設置し対策を行うとあります。また、約1.6mの緩衝地を設けるため日照、通風等の被害は生じないと思われま。なお、雨水排水は、道路側溝に放流し、汚水や生活雑排水は公共下水道に接続するとあります。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しています。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、宿地区の担当委員である「5番 増田委員」、補足説明がありましたらお願いします。

増田委員

はい、5番 増田です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお諮りします。議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長                    はい、それでは異議なしということで、議案第31号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、**議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」**、及び**議案第33号「農用地利用集積等促進計画の要請について」**を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長                    （別紙資料 議案第32号について読み上げて説明する。）

今回提出した集積計画は、〇〇郷〇〇他合計8筆で、面積は、合計10,008㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さん他2名で、利用権設定を受ける者は公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田となっています。期間はすべて令和5年12月10日から10年間の令和15年12月9日までとなっています。

（別紙資料 議案第33号について説明する。）

次は、集積計画に対しての促進計画になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計8筆で、面積は合計10,008㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は 〇〇郷〇〇さん他1名で、種別・利用目的は新規・水田となっています。

期間はすべて令和5年12月10日から10年間の令和15年12月9日となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長                    それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

（意見なし）

川島会長                    それではお諮りいたします。議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第33号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長

異議なしということで、議案第32号及び、議案第33号については、承認することと致します。

川島会長

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会10月定例総会を閉会致します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。